

あなたの寄附で矢掛町をますます元気に

や

やさしさにあふれ

か

かいてきで

げ

げんきなまち

「ふるさと納税制度」とは……

「生まれ故郷」や「かつて住んでいて縁がある地」や「応援したいまち」に寄附をした場合、個人住民税からその1割程度を上限として寄附金額が控除されるのが「ふるさと納税」制度です。

※所得税では、寄附金額を所得控除する制度が別に設けられています。

「ふるさと納税制度」の概要……

控除対象者…個人住民税の納税義務のある方

控除対象となる地方公共団体の範囲…全ての都道府県または市区町村

控除対象となる寄附金額…2,000円を超える部分の寄附金額

控除方式…税額控除方式

控除額の上限…個人住民税所得割の1割程度を限度

(所得税の所得控除とあわせて控除)

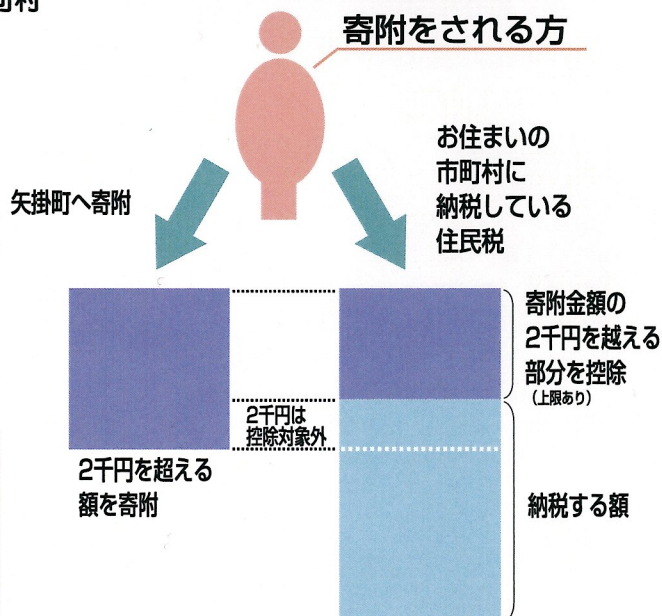
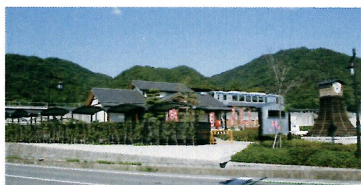
寄附金の活用先……

寄附をされる方に、活用先を選んでいただきます。

- ①子育て支援事業 ②高齢者福祉事業 ③スポーツ・文化振興事業
④産業振興事業 ⑤協働のまちづくり事業 ⑥学校支援事業

プ レ ゼ ン ト

2万円以上寄附をされた方には、
ふるさと矢掛の特産品などをお送りします。



お問い合わせ
送付先は…

矢掛町役場 総務企画課 財政管財係

〒714-1297 岡山県小田郡矢掛町矢掛3018番地
TEL 0866-82-1010 FAX 0866-82-1454

●詳しくは矢掛町ホームページでもご覧いただけます。

<http://www.town.yakage.okayama.jp>

Eメール info@town.yakage.okayama.jp